

レンタル約款

お客様（以下甲という）は株式会社ドリームフィット（以下乙という）のレンタル物件のご利用に際し、下記約款条項についてご了承いただくものといたします。

第1条（総則）

本レンタル約款は、お客様（以下甲という）と株式会社ドリームフィット（以下乙という）の間の賃貸借契約（以下レンタル契約という）について、別段に契約書類または取り決め等による特約がない場合は、以下の条文の規定を適用する。

第2条（レンタル契約の成立）

レンタル契約は、乙所定の書式「見積書兼発注書」（以下「見積書兼発注書」という。）により、レンタルに係る乙の見積りに対する甲の発注の意思表示が乙に到達したときに成立するものとする。

第3条（レンタル物件）

乙は甲に取り決めたレンタル物件（以下物件という）と賃貸（以下レンタルという）し、甲はこれを借り受ける。

第4条（レンタル期間）

1. レンタル期間は明細書記載の期間とし、本物件を甲にお届け（以下引渡しという）した翌日をレンタル開始日とし、乙に返却した日を終了日とします。
2. レンタル期間満了の1週間前迄に甲から期間延長の申し出があったときは、乙は別段の事由がない限り、この延長を承諾するものとし、この間のレンタル料金は乙所定の延長レンタル料金を適用します。以降繰り返し延長するときも同様とします。
3. 甲において前項に定めたレンタル契約の終了または延長の申し込みの意思表示がなされない場合は、乙は、延長の申し込みがあったものとみなすものとし、以後も同様とする。ただし、乙の判断で、レンタル契約を終了させることができるものとする。

第5条（レンタル料）

1. 甲は乙に対して、別途取り決めのレンタル料を取り決めの支払い方法によって支払う。
2. 甲の理由により、レンタル物件の出荷日当日、もしくは出荷後にキャンセルとなった場合、物件の引き渡し前であっても甲は乙に対して所定のキャンセル料金を支払うものとする

3.

第6条（料金）

- (1) 甲は乙に対し、乙からの請求により、請求明細書記載のレンタル料金を請求明細書記載の支払期限までに乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。尚、振り込みにかかる手数料については甲の負担とする。
- (2) レンタル料金は年払いとし、運送費その他の費用（物件の引き渡しおよび返還に関わる運送費、消耗品費、その他代金の合計金額）は、初回レンタル料金支払い時に全額支払うものとする。

第7条（物件の引き渡し）

乙は物件を国内の甲の指定する場所において引き渡し、それに要した運送費等の費用は甲の負担として、最初のレンタル料の支払い時に一括して乙に支払うものとする

第8条（担保責任）

1. レンタル物件の引き渡し後の甲の責に帰すべからざる事由に基づいて、レンタル物件が正常に作動しなくなった場合、乙はレンタル物件を修理し、または取り替えるものとします。
2. 前項のレンタル物件の修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合、乙はレンタル契約を解除できるものとします。
3. 乙は前項に定める以外の責任は負いません。

第9条（物件の保管、使用、維持）

1. 甲は物件の保管、使用に当たり、善良な管理者の注意をもってこれを取り扱うものとする
2. 甲は、乙の書面による事前承諾なく、物件の改造、加工はしないことはもちろん、第三者に対する賃貸権の譲渡または物件の転貸しをしてはならない
3. 甲は、物件を譲渡又は担保権を設定するなど、乙の権利を侵害する一切の行為をしてはならない
4. 甲は、物件について他から強制執行その他法律的・事実に侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとする
5. 甲は、乙から請求があった場合には、物件の設置場所を記載したリストを提出するものとする。

第10条（物件の検査）

乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる

第11条（物件使用等に起因する損害）

物件の不動作あるいは故障に起因して、レンタル期間中に甲又は第三者に何らかの損害が発生した場合、乙は、甲又は第三者に対し一切の損害賠償の責任あるいは負担を負わないものとし、第三者に生じた損害については、甲が甲の責任と負担でこれを賠償するなどして解決する。

第 12 条（禁止事項）

甲は、乙の書面による承諾を得なければ以下の行為をすることはできない。

- 1.本件機械に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。
- 2.本件機械の改造、または性能・機能を変更すること。
- 3.本件機械に含まれるソフトウェアを第三者へ譲渡すること。
- 4.本件機械に含まれるソフトウェアの複製、変更、改作すること。
- 5.本件機械を本来の用途以外に使用すること。
- 6.本件機械を当初に設置した場所から他の場所に移動させること。
- 7.本件機械に表示された所有者の表示や標識を乙の承諾なしに抹消したり、取り外したりすること。

第 13 条（物件の滅失、毀損）

1. 物件の返還までに生じた物件の滅失、 毀損又は物件の返還不能についての危険は天変地異その他の原因の如何を問わず全て甲が負担する。但し、通常の使用にする損耗は、この限りではない。
2. 物件が滅失（修理不能又は所有権の侵害を含む）した場合、又は物件が返還不能になった場合には、甲は乙に対して代替物件の購入代金を支払うものとする
3. 物件が毀損した場合（所有権の制限を含む）した場合には、甲は自己の費用で物件の完全な状態に復元または修理する
- 4 第 3 項の場合、甲は物件の使用可否にかかわらず、レンタル期間中のレンタル料の支払い義務を免れないものとする

第 14 条（損害保険）

乙は本物件に対し動産総合保険を付保します。本物件に保険事故が発生した場合、甲は直ちにその旨を乙に通知すると共に保険金受取に必要な手続きに協力するものとします。

第 15 条（中途解約）

甲は乙が本物件発送後、またはレンタル期間中であっても解約を申し出ることができます。この場合解約日は本物件が乙に返還された日とし、甲は期間変更に伴う乙所定の計算による精算金を直ちに支払うものとします。

第16条（契約の解除）

甲が次の各号に該当した場合には、乙には催告せず通知のみにより本契約を解除することができる。この場合、甲は乙に対し、未払いレンタル料その他金銭債務全額を直ちに支払い、乙に損害があるときは、これを賠償する。

- 1) レンタル料の支払いを1回でも遅滞したとき。
- 2) 支払いの停止、又は手形、小切手を不渡りにしたとき。
- 3) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申し立てがあったとき。
- 4) 事業を休廃止、解散したとき、又はその信用を喪失したとき。
- 5) 故意または重大な過失により、物件の修理不能の損害を与え、または滅失したとき。
- 6) その他本契約の各条の一部に違反したとき。
- 7)

第17条（物件の返還）

1. 本契約がレンタル期間満了により終了したとき、又は前条の規定によって契約が解除されたときは、甲は物件の乙の指定する場所へ甲の費用で返還する。
2. 前条の場合において、甲の責により物件を返還せず（滅失を含む）、又は毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払うか、物件の復元又は修理に要する費用を負担する。
3. 物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、甲はそのデータを消去して乙に返還するものとし、返還後のデータが残存する場合、残存するデータの消滅、漏洩に起因して甲その他第三者に生じた損害に関して、乙は一切の責任を負わないものとする。
4. 甲が乙に返還をなすべき場合にその返還を遅滞したときには、期限の翌日から返還完了日までにつき、甲は乙にその日数分のレンタルに相当する遅延損害金を支払うものとする
- 5.

第18条（費用及び消費税の負担）

1. 本契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は、甲が負担する。
2. 物件の引き渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は、甲の負担とする
3. 甲は、レンタル期間の時点における税法所定の税率による消費税額をレンタル料に加算して支払うものとする

第 19 条 (支払遅延損害金)

甲がレンタル料に基づくレンタル料及び代替レンタル物件の購入価格相当額その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、甲は支払うべき金額に対し支払い期限の翌日からその完成に至るまで、年 14.6%の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第 20 条 (裁判管轄)

本契約についての全ての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本所在地を管轄する裁判所とする。

第 21 条 (不可効力)

乙の責に帰すことのできない事由による本約款条項の履行遅延、または履行不能については、乙は何らの責をも負いません。

21 条 (特約条項)

レンタル契約について、別途書面により特約した場合は、その特約は~~この~~契約と一体となり、レンタル契約を補完及び修正するものとします。

第 22 条 (反社会的勢力との関係排除等)

① 甲及び乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営及び事業に支配力を有する者をいう）若しくは業務従事者又は本契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）であること
2. 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること
3. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
4. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
5. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる関係を有すること
6. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 甲及び乙は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、又はその活動を助長するおそれがないことを誓約します。

③ 甲及び乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。

1. 反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと
2. 自ら若しくは業務従事者又は第三者を利用して以下の行為を行うこと
(1) 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどすること

(2) 事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること

(3) 相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をすること

(4) 相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をすること

【個人情報に関する条項】

第1条個人の借借人が、レンタル契約を締結する場合、以下の条項が適用されます。[個人情報の利用目的] 貸貸人は、借借人の個人情報すべてを以下の目的（以下「利用目的」という）で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、借借人はこれに同意します。[利用目的] ①機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などの貸貸人の事業につき、借借人からの申込、借借人への貸貸人からの提案など当事者との商談に当たり、適切な対応を行うため。

②機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などの取引の場合の審査を行うため、ならびに借借人の本人確認に当たり、適切な対応を行うため。

③借借人との契約につき、貸貸人においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。

④貸貸人から、貸貸人および株式会社ドリームフィットならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。

⑤借借人によりよい商品、サービスを提供するためなど、さらなる借借人の満足のためのマーケティング分析に利用するため。

第1条借借人の指定する設置場所等の情報に個人情報が含まれる場合、借借人は、かかる個人情報の貸貸人への開示および前条の当事者を当該個人に置き換えて利用目的が適用されることにつき当該個人の同意を得るものとします。

第2条貸貸人が、貸貸人の責任により貸貸人の保守サービス等に関する業務を貸貸人の指定する保守会社に再委託する場合、借借人は、借借人または前条の個人情報の全部または一部を当該保守会社に開示することを予め承認します。

以上